

粗大ごみ等の申込方法

- 戸別収集するごみは、「燃やせないごみ」(15ページ)、「有害ごみ」(16、17ページ)、「粗大ごみ」(18ページ)、「特定家庭用機器」(19ページ)で、1世帯1日につき合わせて15点までの受け付けとなります。
- 事前に電話またはインターネット(パソコン、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末)でお申し込みください。ただし、特定家庭用機器は、電話での申し込みのみとなります。
- ごみステーションには、出すことができません。
- ごみの分け方・出し方ガイドでお住まいの地区の収集日をご確認の上、収集日の3業務日(土日祝、年末年始12/29～1/3を除く平日3日)前までにお申し込みください。2ヶ月先の収集日まで選択できます。
- 指定ごみ袋や処理券(100円券・300円券・500円券)は、市内のスーパーやコンビニなどで販売しています。
- 収集日ごとに収集可能量があります。締切日前であっても上限値を超えた収集日はお申し込みできません。お早めにお申し込みください。

粗大ごみ等受付センター

注)事前に下記への申し込みが必要です。

電話申込

ごみはゼロ
☎083-254-5380

平日/9:00～17:00 受付
月曜日・休業日の翌業務日/9:00～19:00 受付
休業日は、土・日、祝日、年末年始(12/29～1/3)です。
※電話の掛け間違いに注意してください。
(クリーン推進課では受け付けできません)

- ①電話番号、住所、氏名、出すごみの種類(サイズ)、個数、自宅周辺の道路状況などをお尋ねします。
※地図の確認など受付事務に時間がかかる場合がありますが、ご了承ください。
また、月曜日などの週のはじめ、年末はお申し込みが集中し、電話がつながりにくいことがあります。期日に余裕を持ってお申し込みください。
- ②収集日、手数料の金額、受付番号などをお知らせします。
- ③お申し込みが完了した時点で受付確定となります。
- ④排出するごみの個数の追加や内容の変更などは収集日の3業務日前までに電話にてご依頼ください。

インターネット申込(24時間受付)

※インターネット受付システムの保守作業により受け付けを停止する場合があります。

パソコン・携帯電話・スマートフォン・タブレット端末からお申し込みできます。
パソコン・タブレット端末の場合:市ホームページ→粗大ごみ受け付け
携帯電話・スマートフォンの場合:下記アドレスまたは2次元コードからお申し込みください。
URL <https://www.eco.city.shimonoseki.yamaguchi.jp/www2/>



2次元コード

- ①利用規約・お知らせ・注意事項をご確認の上、お進みください。
- ②メールアドレスを入力して、「URLを送付する」ボタンをクリックしてください。
受付センターよりメールが届きますので、メール本文のURLをクリックして申込手続きを続行してください。
- ③申し込まれる粗大ごみ等の情報を入力してください。
- ④受付画面が表示され、受付確定メールが即時に送信されます。
※受付番号を受付完了メールでお知らせします。
- ⑤収集日の2日前に、収集日及び申込内容を確認するメールが送信されます。
(注)特定家庭用機器は、家電リサイクル券の説明がありますので、電話でのお申し込みのみとなります。

お申し込みの変更や取消方法

インターネットでお申し込みの方は、申込締切日(収集日の3業務日前)までは、品目と収集日の変更ができます。電話番号と受付番号を入力して手続きを行ってください。

※申込締切日後の変更はできません。ただし、取り消しのみ前日までは可能です。

収集日当日

朝8時30分までに、「燃やせないごみ」は、燃やせないごみ用指定ごみ袋に入れて、「粗大ごみ」・「有害ごみ」は、粗大ごみ等処理券を貼って、公道に接する出入口付近(集合住宅は1階出入口付近または住宅管理者指定の排出場所)まで持ち出してください(市では、家の中から持ち出す作業はできません。終日かけて収集しますので、時間は決まっていません。また、収集時の立ち会いは必要ありません)。

※受付番号または氏名を必ず各記入欄に油性ペンでご記入ください。

燃やせないごみ



透明袋に
オレンジ色の印字

ごみ処理手数料

1袋 100円 (45リットル程度)

(注) 指定袋以外の袋に100円の処理券を貼っても収集できません。

ご注意ください。

1袋につき10kg程度まで。

ごみの種類具体例



陶磁器、ガラス製品



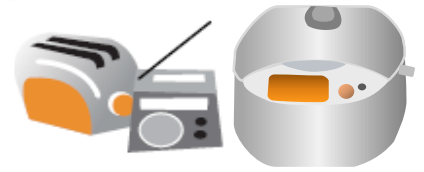
ガラスくず



文具、おもちゃ

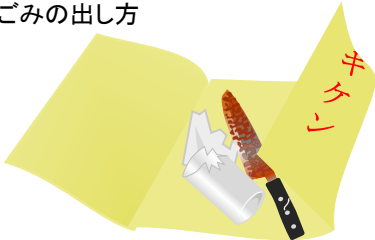


なべ、やかん、傘など

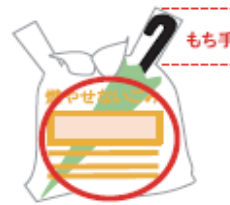


トースター、ラジオ、炊飯器など

ごみの出し方



包丁、ガラスくずなどの危険な物
紙に包むなど安全な工夫をして
「キケン」または「危険」などと書く。



傘など細長い物

袋からはみ出る場合、袋の持ち手の長さまで。
持ち手を超えてはみ出す物は「粗大ごみ」で排出。



「燃やせないごみ」(戸別収集)は破碎処理をしています。小型家電などの電池類は、取りはずせる物は取りはずし、取りはずせない物(30cm角未満)は「有害ごみ」(戸別収集)で出してください。電池類などが混入していると火災の原因となり大変危険です。小型家電などの電池類は、正しく分別して出すようにしてください。

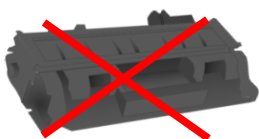
- 袋の口はしっかり結んでください。
- おもちゃなどの電池類は取りはずしてください。
- スプレー缶は、「有害ごみ」で出してください。
- パソコンの回収は小型家電回収ボックスなどをご利用ください(詳細は4、5ページをご覧ください)。
- ファスナーなどの金属が付いた衣類や布製・革製かばんは「燃やせるごみ」です。

下記の物は、小型家電回収ボックス(詳細は4ページ)でも回収可能です(電池類ははずしてください)。

- ・カーステレオ ・懐中電灯 ・CDプレーヤー
- ・ゲーム機(据置型・携帯型) ・デジタルカメラ
- ・電気かみそり ・電子血圧計 ・電子体温計
- ・電子書籍端末 ・電子辞書 ・電卓 ・電動歯ブラシ
- ・電話機 ・ビデオカメラ ・ファクシミリ
- ・ヘアドライヤー ・ヘッドホン ・補聴器 ・ラジオ
など



市では収集できないごみは入れないでください(詳細は22ページ)。



トナー(トナーカートリッジ)
粉塵爆発の危険があります。
※インクカートリッジは燃やせない
ごみで出せます。



消火器
破裂事故の危険が
ありますので、リサイ
クルシステム取り扱
い窓口に引き渡して
ください。



パソコン

リサイクル制度があるため、市では収集していません。小型家電回収ボックスなどをご利用ください(詳細は4、5ページをご覧ください)。

有害ごみ

■ごみの種類具体例



水銀使用廃製品(㉞)：蛍光管、
水銀体温計・温度計・血圧計



水銀使用廃製品以外(㉟)：乾電池、ライター、小型充電式電池、モバイルバッテリー、電池類を取りはずせない小型家電(30cm角未満のもののみ)、コイン型電池(型式記号BR・CRのみ)、廃エアゾール製品(各種スプレー缶・カセットボンベなど)、加熱式タバコ、電子タバコ、珪藻土マット・コースター

出し方とごみ処理手数料

45リットル以内の透明または半透明の袋(指定ごみ袋はありません)

原則、1袋につき100円の処理券(有害ごみ専用の処理券はありません)が必要ですが、㉞と㉟の組み合わせで2袋出す場合は、合計10kg程度までは100円(処理券を2袋にまたぐように貼付)で出せます。

ごみの種類及び袋への入れ方

水銀使用廃製品(㉞)と水銀使用廃製品以外(㉟)はそれぞれ別の袋に入れてください。

㉞のみ、または㉟のみしかない場合でも1袋につき100円の処理券が必要です。

㉞水銀使用廃製品

蛍光管(①)、
割れた蛍光管(②)、
水銀体温計・温度計・血圧計(③)、
割れた水銀体温計・温度計・血圧計(④)
のうち、②～④はそれぞれ
中身が見える袋に入れた上、
①とともに一つの袋(㉞)に
まとめてください。



㉟水銀使用廃製品以外

珪藻土マット、珪藻土コースターなど(⑤)、
乾電池、ライター、小型充電式電池など(⑥)
⑤のみを中身が見える袋に
二重に入れた上、⑥とともに
一つの袋(㉟)にまとめて
ください。

※珪藻土マット・コースターなどを排出する場合、紙で包まず、中身が見える袋に入れ、口を縛るなど封をしてください。その上で、再度、袋に入れて(二重袋)、口を縛るなど封をしてください。他の水銀使用廃製品以外と合わせて排出する場合は、二重袋にした珪藻土マットなどを、他の水銀使用廃製品以外とともに一つの袋にまとめてください。

- 袋の口はしっかり結んでください。長い蛍光管は、袋からはみ出してもよいですが、紙に包むなど割れないようにしてください。
- 白熱灯・LED電球・点灯管は「燃やせないごみ」(戸別収集)です。
- 電子体温計、アルコール温度計、電子血圧計は「燃やせないごみ」(戸別収集)です。
- コイン型電池及び小型充電式電池は、火災を防ぐために端子部を電気絶縁用ビニールテープで覆ってください。
- 型式記号BR・CR以外のコイン型電池及びボタン電池は、販売店にご相談ください。
- スプレー缶は、中身を使い切り、穴をあけずに出してください。中身を使い切るためにスプレーを噴射する場合は、火の気のない、風通しの良い場所で行ってください。

ポイント

1. 回収対象となる小型充電式電池にはどんな物がある？

右記のマークがある物です。
これら以外の小型充電式電池は収集できません。
販売店などにご相談ください。



ニカド電池



ニッケル
水素電池



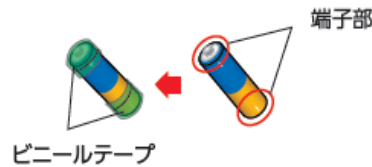
リチウム
イオン電池

なお、電池類を取りはずせない30cm角未満の小型家電も回収対象です。
使用機器例：充電式シェーバー 電子タバコ 電動歯ブラシ ビデオカメラ

2. コイン型電池及び小型充電式電池の端子部の電気絶縁用ビニールテープの覆い方は？

ガムテープやセロテープでは絶縁できませんので、電気絶縁用ビニールテープをご使用ください。

(絶縁の例)



乾電池はそのまま
排出可能です。
電気絶縁用ビニール
テープで覆う必要は
ありません。

3. スプレー缶は、穴をあけたり、つぶしたりしたら、「びん・缶」の指定袋に入れていいの？

穴をあけても、つぶしても「びん・缶」の黄色指定ごみ袋では出せません。
また、「燃やせないごみ用指定ごみ袋」でも出さないでください。

いずれも違反ごみになります。



いずれの袋で出しても
違反ごみです



4. スプレー缶の中身が残っているけど、そのまま出して大丈夫？

中身が残っている場合は、収集できません。必ず中身を使い切ってください。
間違った出し方をすると、ごみ収集車やごみ処理施設での火災発生につながるおそれがあります。

本体が錆びたり、噴射口が壊れたりして**ガス抜き自体ができない**、
中身を出し切れない場合は、各メーカーにお問い合わせください。
ガス抜き自体はできるが、中身が多すぎて使い切れない場合などは、
下記にお問い合わせください。

○カセットボンベの場合

☎ 0120-14-9996 (カセットボンベお客様センター)

FAX 03-6811-7351

○各種スプレー缶の場合

☎ 03-5207-9850 (一般社団法人 日本エアゾール協会)

FAX 03-3256-3315



粗大ごみ

ごみの種類具体例



家具・寝具・建具類、板状の物、板状の物を丸めた物、立体形状の物 など

ごみ処理手数料

申し込みの際に確認した金額の処理券を一品ごとに貼る。

※処理券の種類 100円・300円・500円(組み合わせ可)

※処理券は、市内のスーパーやコンビニなどで販売しています。

粗大ごみを出す場合は、申し込みの後に「**処理券**」を購入するようにしてください。

ごみ出し日はごみの分け方・出し方ガイドでご確認ください。

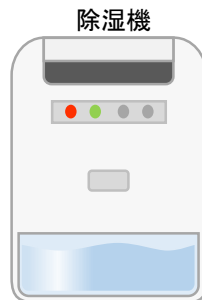


「粗大ごみ」(戸別収集)は破砕処理をしています。小型家電などの電池類は、取りはずせる物は取りはずし、取りはずせない物(30cm角未満)は「有害ごみ」(戸別収集)で出してください。電池類などが混入していると火災の原因となり大変危険です。小型家電などの電池類は、正しく分別して出すようにしてください。

【注意！】除湿機などのフロンガス使用製品は市では収集できません

○間違えて排出しやすいフロンガス使用製品

除湿機、冷風機、空気清浄機などに使われるフロンガスの処理は、フロン排出抑制法に基づきフロンガス回収業者による回収・処理が行われています。フロンガスが抜かれた場合であっても市では収集できません。



(参考例: 銘板)

フロンガスが使用されている除湿機



※銘板に記載がない場合がありますので、取扱説明書もご確認ください。

○フロンガス使用有無の見分け方

製品の側面や背面の銘板や取扱説明書の仕様書などに以下のような記載があります(製造年によって記載のない物もあります。ご注意ください)。

・CFC、HCFC、HFC、R12、R134aなど

○フロンガス使用製品を処分するときは

除湿機などを処分する場合、次のいずれかの方法で処分をお願いします。

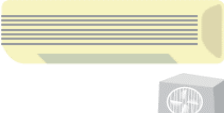

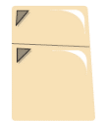

1. 製造メーカーや販売店での下取りや有料回収サービスなどを利用する。
2. 県に登録された業者に処分を依頼する(リンク先参照)。
〈県HP〉<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/20631.html>(県に登録のある第一種フロン類充填業者一覧表)
3. 県に登録を有する第一種フロン類充填業者に依頼してフロンガスを抜いた後、フロンガスが回収済みであることが分かる証明書類を添えて、市の処理施設に直接搬入する。(お問い合わせ先 市の環境施設課 ☎083-252-1943)

- 指定ごみ袋(45リットル程度)に入らない物及び10kgを超える物(重さが明確な物については10kg以上の物)が対象です(排出方法、手数料などは14、20、21ページをご覧ください)。
- 概ね50kg以上の物は市では収集できません。自ら市の施設に搬入するか、市が許可している一般廃棄物収集・運搬許可業者へ依頼してください(23ページをご覧ください)。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、家電リサイクル法の定めるところにより特定家庭用機器として扱われますのでご注意ください(19ページをご覧ください)。
- 自己搬入の際は、環境施設課、奥山工場、吉母管理場またはクリーンセンター響にお問い合わせください(24ページをご覧ください)。
- 一度に多量の申し込みは、効率的な収集に支障をきたすため、収集日を確認の上、計画的な申し込みにご協力ください。一度に申し込める数は、「有害ごみ」「燃やせないごみ」(戸別収集)を含めて一世帯1日につき15点までです。
- 電動自転車や充電式家電・工具のうちバッテリーのはずせる物は必ずバッテリーを取りはずしてからお出してください(回収対象のバッテリーは、17ページの「小型充電式電池」のマークがある物に限ります。それ以外の物は販売店またはメーカーにお問い合わせください)。

特定家庭用機器

家電リサイクル法の対象品目

家電リサイクル法により、下記対象品目の適切な引き渡しとリサイクル料金の支払いが定められています。
(1台当たりの料金)

対象品目	①リサイクル料金(税込)の目安(郵便局で振込)	②粗大ごみ等処理手数料
 エアコン (建物から独立したもの)	990円 (室内機・室外機を合わせた料金です。室内機のみ、室外機のみなど、単体でも同額です)	3,500円
 テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ式・有機EL式)	画面サイズが15型以下	1,870円
	画面サイズが16型以上	2,970円
 冷蔵庫及び冷凍庫	内容量が170L以下	3,740円
	内容量が171L以上	4,730円
 洗濯機及び衣類乾燥機	2,530円	2,500円

①②③の補足説明

①リサイクル料金

(再商品化等料金)

- ・郵便局でリサイクル料金の振り込みをしてください。
- ・リサイクル料金は目安です。メーカーごとに異なるため、郵便局にてご確認ください。
- ・リサイクル料金を振り込みした後の家電リサイクル券が必要になります。
- ・家電リサイクル券は直接貼り付けず、中身の確認できる透明または半透明の袋に入れて対象機器に貼り付けてください。

②粗大ごみ等処理手数料

- ・スーパーやコンビニなどで、処理券をご購入ください。
- ・電話での申し込みのみとなります。インターネットでは受け付けることができません。

③収集運搬料金

- ・費用は、業者ごとに異なりますので、ご確認ください。

処分方法及び負担する費用



処分方法	負担する費用		
	①リサイクル料金(再商品化等料金)	②粗大ごみ等処理手数料	③収集運搬料金
1. 引き取り義務のある販売店での引き取りの場合 過去に購入した販売店、新たに購入する販売店	○		○
2. 1.の引き取り義務のある販売店がない場合	市に戸別収集申し込みする場合(申し込みは電話のみ)	○	○
	一般廃棄物収集・運搬許可業者に依頼する場合	○	○
3. 自ら搬入される場合 【搬入場所】 ○岡山県貨物運送(株) 下関営業所 下関市長府才川一丁目43-81 ☎083-248-3501 ○日本通運(株) 下関指定引取場所 下関市東大和町二丁目6-2 ☎083-266-0202 ※定休日などもありますので、事前にご確認ください。	○		
4. リネットジャパンリサイクル(株)に回収依頼をする場合 (インターネット申し込みのみ) リサイクル券の用意(郵便局での振込)は必要なく、法定リサイクル料金+地域別の収集運搬料金の現金支払いで、ご自宅の設置場所から搬出可能です。 正しい許可を持った配送業者が回収し、法律に基づいて適正に処理します。 インターネット申込アドレス https://www.sg-rcnet.jp	○	※郵便局での振り込みではなく、配送業者への現金支払いとなります。	○



- 事業所で使用されている家庭用機器は、家電リサイクル法の対象ですが、戸別収集や市の施設での受け付けはできません。
- 業務用機器は家庭で使用していても、家電リサイクル法の対象外です。販売店またはメーカーなどにお問い合わせください。
- 概ね50kg以上の物は市では収集できません。販売店にご相談ください。分解・解体した物も収集できませんので、絶対に分解・解体しないでください。

リサイクル料金検索、指定引取場所検索、対象機器の確認に関するお問い合わせ先

(一財)家電製品協会

家電リサイクル券センター

☎ 0120-319640

FAX 03-3903-7551

受付時間: 午前9時~午後6時

定休日: 日・祝日

URL: <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

サイズや重さで定める粗大ごみの手数料の求め方

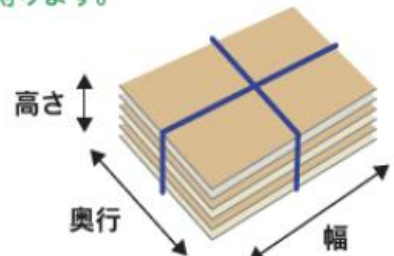
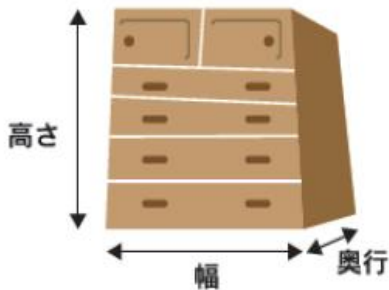
ポイント

- ごみを出す時の形でサイズを測ってください(収集する時にサイズを確認します)。
※必ずサイズを測った後に申し込みをしてください。
- 10kg程度で、燃やせないごみ用指定ごみ袋に入る大きさの物は、「燃やせないごみ」です。
1つあたりの重さが明確で、かつ10kg以上の物は、「粗大ごみ」です。
- 概ね50kg以上の物は市では収集できないごみです。
- 戸別収集するごみは、公道に接する出入口付近(集合住宅は1階出入口付近または住宅管理者指定の排出場所)まで持ち出してください。排出できない場合は、市では収集できません。
なお、市では、家の中から持ち出す作業はできません。

3辺(幅・高さ・奥行)の和を測る物(ごみがぴったりと納まる箱のサイズ)

- たんす・棚・箱・ロッカー・台類
- 楽器や健康器具など立体形状の物
- 解体して排出する物

※ベビーカーなどを折りたたんで出す時は、折りたたんだ時のサイズを測ります。

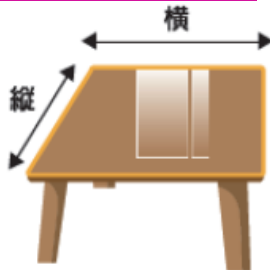


※解体した物は、まとめてひもで縛った時のサイズを測ります。

縦と横を測る物

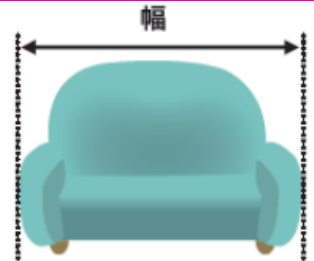
- 学習机・事務机
- テーブル類
- 板状の物(幅15cm以上で厚みが5cm未満の物)

※板状の物のうち厚さ5cm以上の物は、立体形状の物です。



座面の幅を測る物

- イス類
- ※肘掛を含んで測ります。



直径を測る物

- 物干し竿など束ねた物
- 風呂のふたなど丸めて出す板状の物

※ほどけないようにひもで縛る。
※10kg以内、長さ3.5m以内であれば、まとめることができます。
※一束の直径は25cm未満にしてください。
※束ねられるのは一本の幅15cm未満の物です。



重さが明確な物

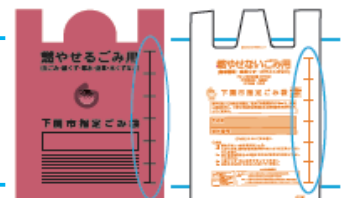
- 重さが商品に明記されている物

※バーベル、ダンベルなど。



指定袋などに印刷している目盛のご利用を

平成25年4月から指定袋の一部(燃やせるごみ用<大><中>、燃やせないごみ用)に目盛(1目盛5cm)が付いていますので、サイズを測る際に、ご利用ください。



粗大ごみ等処理手数料

区分	分類	品目・規格	単位	処理手数料		
粗大ごみ	特殊な処理を行う物など	バッテリー	バッテリー(小型蓄電池を除く)	個	1,000円	
		ホイール	ホイール	本	300円	
		マッサージチェア	マッサージチェア	台	1,000円	
		電動リクライニングチェア	電動リクライニングチェア	台	700円	
		金庫	金庫(手提げ金庫を除く)	台	1,000円	
		重さが明確な物	10kg以上20kg未満の物		個	300円
			20kg以上30kg未満の物		個	500円
			30kg以上40kg未満の物		個	700円
	40kg以上50kg未満の物			個	1,000円	
	家具類	タンス・棚・箱・ロッカー・台類	3辺の和が150cm未満の物(樹脂製の物に限る)	台	100円	
			3辺の和が200cm未満の物(上記の物を除く)	台	300円	
			3辺の和が200cm以上300cm未満の物	台	500円	
			3辺の和が300cm以上400cm未満の物	台	700円	
			3辺の和が400cm以上の物	台	1,000円	
		学習机・事務用机	天板の縦横2辺の和が200cm未満の物	台	500円	
			天板の縦横2辺の和が200cm以上の物	台	700円	
		テーブル類	天板の縦横2辺の和が150cm未満の物	台	300円	
			天板の縦横2辺の和が150cm以上250cm未満の物	台	500円	
			天板の縦横2辺の和が250cm以上の物	台	700円	
		イス類	座面(肘掛けを含む)の幅が100cm未満の物	脚	300円	
			座面(肘掛けを含む)の幅が100cm以上150cm未満の物	脚	500円	
			座面(肘掛けを含む)の幅が150cm以上の物	脚	700円	
		ベッド(ベッドフレーム)	ベビー	台	300円	
			シングル・セミダブル	台	500円	
			ダブル	台	700円	
			クイーン以上	台	1,000円	
		寝具・カーペット類	寝具・スプリングマットレス	布団・マットレス(厚みが10cm未満の物)	枚	100円
				マットレス(厚みが10cm以上の物)	枚	300円
				スプリングマットレス(脚つきの物を含む)	台	700円
	絨毯・カーペット類 (ウッドカーペット・ホットカーペットを含む)		6畳までの物	枚	300円	
			6畳を超え12畳までの物	枚	500円	
	12畳を超える物	枚	700円			
	建具・畳類	網戸・障子・ふすま	網戸・障子・ふすま	枚	100円	
			半畳(厚みが5cm未満の物)	枚	100円	
		畳・ユニット畳・琉球畳	1畳(厚みが5cm未満の物)	枚	300円	
			半畳(厚みが5cm以上の物)	枚	300円	
			1畳(厚みが5cm以上の物)	枚	500円	
	自転車・輸送器具	自転車類	自転車	台	300円	
			電動自転車(バッテリーを取り外した物)	台	500円	
		輸送器具	一輪車	台	300円	
	リヤカー	台	500円			
	上記の分類に該当しない物、または分解して排出する物	幅15cm未満の物を束ねた物、または板状の物を丸めた物(10kg以内・3.5m以内の物)	直径15cm未満の物	束	100円	
			直径15cm以上25cm未満の物	束	300円	
		板状の物(幅が15cm以上で厚みが5cm未満の物)	縦横2辺の和が200cm未満の物	枚	100円	
			縦横2辺の和が200cm以上300cm未満の物	枚	300円	
		立体形状の物	縦横2辺の和が300cm以上の物	枚	500円	
			3辺の和が200cm未満の物	個	300円	
3辺の和が200cm以上300cm未満の物			個	500円		
3辺の和が300cm以上400cm未満の物			個	700円		
3辺の和が400cm以上の物	個	1,000円				
燃やせないごみ	1袋につき10kg程度まで			※ 100円		
有害ごみ	1袋(45ℓ以下)につき10kg程度まで			100円		

※燃やせないごみの処理手数料は指定ごみ袋(1袋100円)に含まれています。